

○国立大学法人埼玉大学図書館規程

〔平成16年10月1日
規則第168号〕

改正 平成20. 3. 1 19規則96 平成20. 7. 24 20規則72
平成24. 9. 25 24規則35

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第8条第2項の規定に基づき、図書館に関して、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 図書館は、教育研究及び学習に必要な学術情報を収集管理して、教職員及び学生の利用に供するとともに、学術情報の処理及び提供のシステムを整備し、さらに国内外の大学図書館等と協力することによって学術情報を相互に提供し、教育研究の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学術情報資料の選定及び収集に関すること。
- (2) 学術情報資料の分類・目録及び保管に関すること。
- (3) 学術情報資料の閲覧及び利用に関すること。
- (4) 学術情報の調査及び提供に関すること。
- (5) 学術情報の電子化に関すること。
- (6) 図書館間の相互利用の推進に関すること。
- (7) 情報リテラシー教育の支援に関すること。
- (8) その他学術情報資料及び学術情報に関すること。

(館長)

第4条 図書館に館長を置く。

- 2 館長は、本学の専任教員のうちから、学長が委嘱する。
- 3 館長は、図書館を統括する。
- 4 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、館長に欠員が生じた場合の後任者の館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(図書館会議)

第5条 図書館の運営に関する重要な事項を審議するため、埼玉大学図書館会議(以下「図書館会議」という。)を置く。

- 2 図書館会議に関し必要な事項は、別に定める。

(利用)

第6条 図書館及び図書館資料の利用については、別に定める。

(事務)

第7条 図書館の事務は、研究協力部図書情報課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

2 総合情報基盤機構設立後、最初に就任する図書館長の任期については、第4条第4項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則96)

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20. 7. 24 20規則72)

この規程は、平成20年7月24日から施行する。

附 則 (平成24. 9. 25 24規則35)

この規程は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。